

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2024

【配付資料集】

目 次

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発・・・・・・・・ | 2 |
| | （事業実施委員会委員長/職業教育評価機構副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄） | |
| 3 | 文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
調査からの示唆・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| | （(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪本沙織） | |

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2024

開催日時：令和6年2月2日(金曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター5階「5Cホール」

プログラム

- 1 あいさつ・事業報告 (13:30～14:00)
職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発
事業実施委員会 委員長
職業教育評価機構 副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄
- 2 調査報告 (14:05～14:45)
文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
調査からの示唆
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 薮本沙織

【休憩 10分 14:45～14:55】

- 3 登壇者・来場者 意見交換 (15:00～16:30)
テーマ：社会から選択される職業実践専門課程の現状と課題

進行：事業実施委員会委員長東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
(登壇者)

東京慈恵会医科大学 特命教授	福島 統
日本電子専門学校 校長	船山世界
全国専修学校各種学校総連合会 参与	菊田 薫
日本技術者教育認定機構 フェロー	三木哲也
多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問	山野晴雄
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員	薮本沙織

【時間表示は予定です。都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

(旧：私立専門学校等評価研究機構)

令和5年度文部科学省受託事業報告

「職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発」

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2024

令和6年2月2日

事業実施委員会委員長
職業教育評価機構副理事長
関口 正雄

1. 学校教育法の改正

- ・専門課程における「授業時数制」から「単位制」への移行
- ・専門士の称号の位置付けの明確化
⇒大臣告示から学校教育法の規定へ
- ・専門学校在籍者の呼称を「生徒」から「学生」へ
- ・高度専門士の区分制 「専攻科」を設けることにより区分制を可能に
- ・第三者評価の導入 まずは努力義務化

2. 受託事業のこれまでの提言と 予想される第三者評価との関連

・学校評価ガイドラインにおける第三者評価の定義などの改正

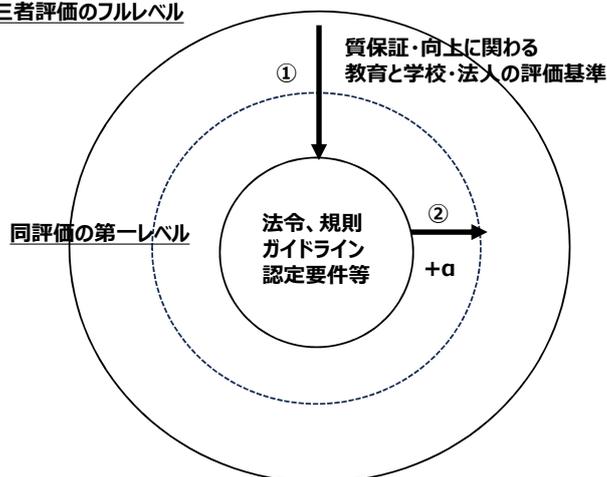
【参考】令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言」から
第三者評価の定義：学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価

・第三者評価機関

【参考】令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言」から
第三者評価組織（機関）の要件：
①組織の行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること。
②第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等について第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること。
③評価結果について対象専修学校からの意見の申立ての機会を付与していること

・評価段階 適格認定と質保証・向上*

自己点検・評価、第三者評価のフルレベル



- ・自己評価のサイクルと中期事業計画
- ・一部義務化の対象
- ・負担軽減の視点
- ・職業実践専門課程認定要件のフォローアップとの関係

3. 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた 第三者評価基準案について

- ・職業実践専門課程の充実（認定校の拡大、質的改善）
- ・認定要件 特に企業と連携した実習の現状と課題
- ・職業教育のマネジメントの視点

【基準大項目（案）】中項目は別紙資料

- 1.教育理念、目的、目標
 - 2.教育課程、教育方法、学習成果
 - 3.学生の受入れ
 - 4.学生支援
 - 5.教育実施組織・教員のマネジメント
 - 6.教育環境
 - 7.設置法人の経営、財務
 - 8.学校運営
 - 9.学校評価と教育情報公表
 - 10.社会貢献
-

令和5年度文部科学省受託事業

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準(案)

大項目	中項目
1.教育理念、目的、目標	1.教育理念、目的、目標の設定 2.教育理念、目的、目標の検証、見直し
2.教育課程、教育方法、学習成果	1.卒業認定の方針及び教育課程編成方針 2.企業等と連携した教育課程の編成 3.授業の実施及び企業等と連携した実習、実技、実験又は演習等の実施 4.学習成果、成績評価・単位認定、進級・卒業判定 5.授業評価 6.資格取得率の向上と取組の成果 7.就職に関する取組の成果 8.教育課程、教育方法、学習成果の検証、改善等
3.学生の受入れ	1.学生の受入れ 2.学生の受入れの検証、改善等
4.学生支援	1.学生支援 2.学生支援の検証、改善等
教育実施組織・教員のマネジメント	1.教員の配置 2.教員の募集、採用 3.教員の組織編制等 4.教員の資質向上等 5.教員の専攻分野における実務に関する企業等と連携した研修の組織的な実施 6.教育実施組織・教員のマネジメントの検証、改善等
6 教育環境	1.教育環境の整備 2.施設・設備等の点検、改善等 3.教育環境の検証、改善等
7.設置法人の経営、財務	1.組織運営 2.財務運営 3.監査、財務情報の公表 4.経営、財務の検証、改善等
8.学校運営	1.関係法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営 2.学校の運営組織 3.運営方針、事業計画・予算、重点目標等 4.学校における安全対策、防災組織 5.学校運営の検証、改善等
9.学校評価と教育情報公表	1.学校評価の実施と結果の公表 2.学校評価に基づく改善の取組 3.教育情報の公表 4.学校評価と教育情報公表の検証、改善等
10.社会貢献	1.社会貢献の方針と取組 2.社会貢献活動の検証、改善等

特定非営利活動法人職業教育評価機構

法令等による基本要件適合性の自己点検シート

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
1 教育の目的・基本組織	1 学校の目的	○学則に目的の記載の有無		○学則 ○別添様式1(設置要項) ○別添様式3(学級編成表)、 ※別添様式(以下「様式」という。)には以降全て前年度の状況を記載する ○前年度の学校基本調査票	○学校教育法第124条(専修学校)	○専門学校は職業若しくは實際生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上
		○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上			○学校教育法第125条3項(専門課程)、	○専門課程は、高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文科大臣の定めるこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高校教育の基礎の上に教育を行う
		○学則に1～9の記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項			○学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項):準用	○学則に以下の項目を記載している 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項
		○学則に授業料及びその徴収の記載の有無、有の場合規定条文			○学校教育法第6条(授業料):準用	○学校においては、授業料を徴収することができる
2 設置者	○学校の設置者の以下の要件満足の有無、有の場合、公表している情報 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する			○寄附行為 ○役員名簿 ○財産目録、 ○貸借対照表、 ○収支計算書、 ○事業報告書	○学校教育法第127条(設置基準)	○学校の設置者の要件 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する
3 管理運営等	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担している				○学校教育法第5条(学校の管理・経費の負担):準用	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する
4 表簿の整備・保管	○以下の帳票類を備えている 1.学校に関係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿			○学生の出席簿の記録簿 ○1～7の帳票類 1.学校係法令のリスト及び最新版 2.学則、日課表、教科用図書配当表、(学校日誌) 3.前年度の教職員名簿・履歴書・出勤簿、担任教員の担当学級・担当教科目・時間表 4.指導要録(授業計画書)、出席簿(クラスまたは担当教員毎)、定期健康診断の結果表 5.入学者の出願書類・選抜試験結果・調査票 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿(綴り)	○学校教育法施行規則第25条(出席簿の作成):準用	○学生の出席簿の作成
	○帳票類の保存は5年間 ○指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録の保存は20年間			○帳票類の保存期間を規定した文書	○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○以下の帳票類を備えている 1.学校に関係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿 ○表簿は5年間保存、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
5 学校の名称	○学則に学校名(○専門 学校)、設置する専門課程の 記載の有無、有の場合規定条 文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項)	○学校教育法第 126条2項(専門 学校)	○専門課程を設置する専修学校 である
	○専門課程を設置する専修学 校である				○学校教育法第 135条第2項(専 門学校の名称)、	○専門課程を置く専修学校以外 の教育施設は専門学校の名称 を用いてはならない。
	○名称は、専修学校として適 当であるとともに学校の目的 にふさわしいものである				○専修学校設置 基準第52条(名 称)	○学校の名称の適切性、妥当性
6 学科の設置	○学則に課程名・学科名・修 業年限・昼夜別・入学定員・ 総定員の記載の有無、有の場 合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)、第3条 (学科)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く ○基本組織には、専攻により一 又は二以上の学科を置く ○学科は、専修学校の教育を行 うため適当な規模及び内容があ ると認められるものである
					○専修学校設置 基準第4条(学 科)	○基本組織には、「昼間学科」又 は「夜間等学科」を置くことが できる。
7 入学資格	○学則に入学資格の記載の 有無、有の場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則	○学校教育法第 125条(専門課 程)3項、	○専門課程は、高校若しくはこ れに準ずる学校を卒業した者又 は文科大臣の定めるこれに準ず る学力があると認められた者 に対して、高校教育の基礎の上 に教育を行う
					○学校教育法施 行規則第183条 (専修学校の専 門課程の入学資 格)	○専門課程への入学資格は以 下のとおり、 ・学校教育法施行規則第90条第 1項、通常の課程による12年の学 校教育を修了した者、 ・第150条の1.2.4.、5号による高 校卒業と同等以上の学力がある と認められる者 ・第183条(専修学校の専門課程 の入学資格)の1～3号に該当す る者
8 教育上の基本組織	○学則に以下の記載の有無、 有の場合規定条文 ・目的に応じた分野の区分ご とに学科を設置している ・設置基準の別表第11に示す 数以上の教員、うち半数(半数 が3名未満の場合は3名)以上 は専任教員、校長が教員兼務 の場合は専任教員に含む			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)、 <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く、 ・基本組織には、教育上必要な 教員組織その他を備えなければ ならない。
9 事務職員の配置	○学則に校長及び教員、助 手、事務職員その他の必要な 職員数の記載の有無、有の場 合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 式様5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任 及び兼任)) <input type="checkbox"/> 学校の教職員編成表	○学校教育法施 行規則第185条 (校長及び教職 員)	○学校には、校長及び教員のほ か、助手、事務職員その他の必 要な職員を置いている
2 教育課程・授業方法	10 開校時期			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 授業終始時刻を記載した 規程等	○学校教育法施 行規則第184条 (学年の始期及 び終期)	○学年の始期及び終期は校長 が定める
					○学校教育法施 行規則第60条 (授業終始の時 刻)	○授業終始の時刻は校長が定 める
11 修業年限	○学則に以下により教育を 行っていること記載の有無、 有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)、 <input type="checkbox"/> 前年度の学校基本調査票	○学校教育法第 124条(専修学 校)	○専門学校は職業若しくは実際 生活に必要な能力を育成、教養 の向上を図ることを目的として次 による組織的な教育を行う学校 である 1.修業年限が一年以上
12 授業単位時間	○学則に一単位時間は50分 を標準とする授業科目毎の単 位時間数の記載の有無、有の 場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則	○専修学校設置 基準第9条(単位 時間)	○授業科目毎の単位時間数、授 業における一単位時間は、50分 とすることを標準

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件		
13 年間授業時数	○学則に以下の記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間以上 ・夜間学科は450時間単位以上			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第16条(昼・夜間学科の授業時数)	○昼間学科の1年間の授業時数は800単位時間以上 ○夜間学科ある場合の1年間の授業時数は450時間単位以上		
14 全課程の修了要件	○学則に成績評価及び学年ごとの修了要件の記載の有無、有の場合規定条文			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程の区分、成績評価、課程の修了認定)	○専修学校の昼間学科及び夜間等学科は 1.学年による教育課程の区分を設ける 2.各学年ごとに生徒の平素の成績を評価して、学年の課程の修了の認定を行う ・ただし、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる		
	○学則に全課程の修了要件の記載の有無、有の場合規定条文						○学校教育法施行規則第183条の3(全課程の修了要件)	○全課程の修了は、専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)に定める授業科目の履修時間数の要件を満たした者に対して認める
	○学則に修了要件となる授業科目の履修時間数記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間×修業年数以上の授業時数 ・夜間学科は450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)						○専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)	○昼間学科の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・800単位時間×修業年数以上の授業時数 ○夜間学科ある場合の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)
15 卒業証書及び入学、退学、休学等	○学則に全課程の修了者への卒業証書の授与の記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法施行規則第58条(卒業証書の授与):準用	○校長は全課程の修了を認めた者へ卒業証書授与する		
	○学則に学生の入学、退学、休学等の記載の有無、有の場合規定条文					○学校教育法施行規則第181条(入学、退学、休学等)	○生徒の入学、退学、休学等は、校長が定める	
16 生徒への懲戒	○学則に学生の懲戒処分の記載の有無、有の場合規定			□学則 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続規程	○学校教育法第11条(学生・生徒等の懲戒):準用	○校長及び教員は、教育上必要があるときは、児童、生徒及び学生を懲戒できる。ただし、体罰を加えることはできない		
	○校長が行う学生の退学、停学及び訓告の処分及び手続の規定					○学校教育法施行規則第26条(懲戒):準用	○懲戒は教育上の必要な配慮を行う ○学生の退学、停学及び訓告の懲戒の処分は校長が行う ○退学の対象となる者 ①性行不良で改善の見込がないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込がないと認められる者 ③正当の理由がなくて出席常でない者 ④学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きは校長が定める	
17 授業時数の単位換算	○学則に授業時数の単位数への換算方法の記載の有無、有の場合規定			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第19条(授業時数の単位数への換算)	○授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準 ○授業の方法に応じた、授業科目の授業時数を単位数に換算基準する場合の1単位の授業時数 1.講義及び演習:15時間から30時間までの授業時数 2.実験、実習及び実技は、30時間から45時間(芸術等の分野の個人指導による実技の授業は学校が定める授業時数) 3.卒業研究、卒業制作等の授業時数は、必要な学修等を考慮して単位数に換算		

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
18 生徒定数等	<p>○同時に授業を行う生徒数は40人以下</p> <p>○合同授業の実施の有無、有の場合の実施内容、合同授業を実施する教育上の必要性が明確</p>			<p>□学則</p> <p>□様式1(設置要項)及び様式3(学級編成表)、</p> <p>□前年度の学校基本調査票</p>	<p>○専修学校設置基準第6条、第7条(同時に授業を行う生徒)</p>	<p>○同時に授業を行う生徒数は40人以下</p> <p>○教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる</p>
19 授業科目	<p>○専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している</p> <p>・学科の教育課程及び授業時数</p> <p>・科目区分と授業科目</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p>	<p>○専修学校設置基準第8条第2項(授業科目)</p>	<p>○専門課程では高校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している</p> <p>○科目区分と授業科目</p>
20 人間性の涵養への配慮	<p>○豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮した授業科目を開設している</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p>	<p>○専修学校設置基準第8条第3項(授業科目)</p>	<p>○第2項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している</p>
21 他の専修学校での履修	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第10条第2項(他の専修学校における授業科目の履修等)、</p>	<p>○他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
22 専修学校以外での学習	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第11条第3、第4項(専修学校以外の教育施設等における学修)</p>	<p>○文部科学大臣が別に定める学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
23 入学前の授業科目の履修	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第12条第3項、第4項(入学前の授業科目の履修等)</p>	<p>○入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(科目等履修を含む)、設置基準第11条第3項及び4項による学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
24 授業方法等	<p>○学則に多様なメディアを利用した教室等以外で授業の実施する場合の規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の3/4を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第13条(授業の方法)</p>	<p>○文部科学大臣の別の定めにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる</p>
25 昼夜開講制	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第14条(昼夜開講制)</p>	<p>○教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと)により授業を行うことができる</p>
27 科目等履修生	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第15条(科目等履修生)</p>	<p>○専修学校の生徒以外の者に、専修学校において、又は複数の授業科目を履修させることができる</p>
28 履修証明	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>○有の場合、履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備している</p>			<p>□学則</p>	<p>○学校教育法第105条(証明書の交付): 準用</p> <p>○第125条(専門課程)</p> <p>○学校教育法施行規則第164条(履修証明書が交付される特別の課程): 準用、</p>	<p>○専修学校の生徒以外の者を対象とした特別の課程を編成した場合は、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる</p>

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
3 校長・教員	29 校長及び教員			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任)) <input type="checkbox"/> 学校が都道府県知事に校長を届け出た文書及び校長の経歴書(経歴、業績) <input type="checkbox"/> 専任教員、非常勤講師の経歴書(経歴、資格、業績)	<input type="checkbox"/> 学校教育法第129条(校長及び教員)	<input type="checkbox"/> 校長及び相当数の教員を置かなければならない <input type="checkbox"/> 校長は教育に関する識見を有し、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者 <input type="checkbox"/> 教員は担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文科大臣の定める資格を有する者
	30 校長及び教員の欠格事由				<input type="checkbox"/> 学校教育法第9条(教員となれない者):準用	<input type="checkbox"/> 校長、教員は以下の欠格事由に該当しない 1.禁錮以上の刑に処せられた者 2.教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号により免許状失効の日から3年を経過しない者 3.教育職員免許法第11条第1項から第3項により免許状取上げ後3年を経過しない者 4.政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
	31 校長の届出	<input type="checkbox"/> 学校が都道府県知事に届け出ている校長名と経歴書				<input type="checkbox"/> 学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務):準用
32 教員の資格	<input type="checkbox"/> 教員は要件1～6のいずれかに該当している 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者			<input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿)	<input type="checkbox"/> 専修学校設置基準第41条(教員の資格)	<input type="checkbox"/> 教員の該当要件と担当教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない <input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当する者 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者
33 教員数	<input type="checkbox"/> 教員数は目的、生徒数、課程の種類に応じたもので、文部科学大臣の定める基準に適合している			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	<input type="checkbox"/> 学校教育法第128条(適合基準)	<input type="checkbox"/> 学校は次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合している 1.目的、生徒の数、課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
	<input type="checkbox"/> 学科の所属する分野の総定員を基準とした教員数は設置基準別表第1に示す数以上である				<input type="checkbox"/> 専修学校設置基準第39条(教員数)	<input type="checkbox"/> 専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする <input type="checkbox"/> うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員、校長が教員兼務の場合は専任教員に含む
	<input type="checkbox"/> うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員である(校長が教員兼務の場合は専任教員に含む)					
34 校長及び教職員	<input type="checkbox"/> 学則に校長及び教員、助手、事務職員その他の必要な職員数の記載の有無、有の場合規定条文				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第185条(校長及び教職員)	<input type="checkbox"/> 学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置いている

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
4 教育施設・設備関係	35 学校の位置、環境	○校地・校舎の面積、位置及び環境は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである		□学則 □様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 2.目的、生徒の数、課程の種類に応じた校地・校舎の面積、位置及び環境
		○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切である			○専修学校設置基準第44条(位置及び環境)	○校地及び校舎の位置及び環境
	36 校地	○校舎等に必要面積の校地である		□学則 □様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第45条(校地等)	○校舎等に必要面積の校地 ○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地
		○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地がある				
37 校舎	○教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えている(数と㎡、位置)			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び教室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	1.校舎には教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備える 3.目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保する
	○実習場その他の必要な施設の有無、有の場合数と㎡、位置					
38 校舎に必要な施設	○図書室、保健室、教員研究室等の有無、有の場合数と㎡、位置			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び図書室、保健室、教員研究室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	2.なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備える
39 校舎面積	○校舎面積は以下の通りである 1.1課程のみを置く学校で、1分野のみの学科は、別表第二イの表により算定した面積 2.1課程のみを置く学校で、2以上の分野の学科、2～3課程をおく学校でそれぞれ1～2以上の分野の学科は、イ及びロの合計面積 イ：課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれかの分野について同表により算定した面積 ロ：課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第47条(校舎の面積)	○校舎は区分に応じ、各号に定める面積以上 ○ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合はこの限りでない
40 機械・器具・標本・図書	○設備は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □様式4(教具、教具、図書及びその他の備品)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 3.目的、生徒の数、課程の種類に応じた設備
	○目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えている				○専修学校設置基準第49条・50条(設備)	○機械、器具、標本、図書その他の教育に必要な設備を備えている ○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備える
	○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備えている					
	○他校等の施設及び設備を使用する場合、使用に際して、教育上及び安全上支障がない					○専修学校設置基準第51条(他の学校等の施設及び設備の使用)
5 学校評価・情報公開	41 自己評価の実施と結果公表及び改善	○学校評価を行っている、		□学則 □評価項目及び自己評価の結果 □結果に基づく改善事例	○学校教育法第42条(学校の評価)：準用	○学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行う ○評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講じて教育水準の向上に努める
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文				
		○評価結果に基づき学校運営の改善に必要な措置を講じて教育水準の向上に努めている				

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
	<input type="checkbox"/> 自己評価結果を公表している <input type="checkbox"/> 自己評価は適切な項目※を設定して行っている ※専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価):準用	<input type="checkbox"/> 学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する <input type="checkbox"/> 評価は、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行う
42 学校関係者評価の実施と結果公表	<input type="checkbox"/> 学校関係者評価を行い、結果を公表している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 公表している学校関係者評価結果 <input type="checkbox"/> 設置者への報告記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果を踏まえた、学校の関係者(学校の職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努める
43 評価結果の設置者への報告	<input type="checkbox"/> 自己評価及び学校関係者評価の結果を設置者に報告している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文、				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第68条(評価結果の設置者への報告):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、学校の設置者に報告する
44 情報提供	<input type="checkbox"/> 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインで掲げられた項目について情報提供を行っている <input type="checkbox"/> ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報紙等の刊行物への掲載などを通じて情報提供を行っている			<input type="checkbox"/> ホームページ等の学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報提供欄	<input type="checkbox"/> 学校教育法第43条(情報提供):準用	<input type="checkbox"/> 学校は保護者及び地域住民その他の関係者の理解と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する
6 学校保健・学校安全	45 学校保健・設置者の責務	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている		<input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 施設・設備の管理に関する校務分掌	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第4条(学校保健に関する学校の設置者の責務):準用	<input type="checkbox"/> 設置者は、設置する学校の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める
	46 指導医師及び保健室	<input type="checkbox"/> 学校は、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を選任している <input type="checkbox"/> 保健室を設けている		<input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)	<input type="checkbox"/> 学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない <input type="checkbox"/> 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない
	47 学校保健計画の策定等	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員に対し、以下について学校保健計画を策定、実施している、 ・健康診断 ・環境衛生検査 ・児童生徒等に対する指導 ・その他保健に関する事項		<input type="checkbox"/> 学校保健計画(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書)	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法第12条(健康診断等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定、実施する
	48 学校環境衛生基準	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生管理マニュアル等により学校の適切な環境の維持に努めている <input type="checkbox"/> 校長は、基準に照らし学校の環境衛生に適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じている、 <input type="checkbox"/> 措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている			<input type="checkbox"/> 学校の学校環境衛生管理マニュアル <input type="checkbox"/> 環境衛生活動の記録	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第6条(学校環境衛生基準):準用 <input type="checkbox"/> 学校環境衛生基準

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
49 健康相談	○学校は、学生の心身の健康に関する健康相談を行っている			□学生相談の体制を確認できる文書 □相談記録	○学校保健安全法第8条(健康相談):準用	○学校は、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行う
50 保健指導	○教職員は、相互に連携して、健康相談又は学生の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握している ○健康上の問題があると認めるときは学生に必要な指導を行っている、また必要に応じ保護者に助言を行っている			□教職員の連携体制を確認できる文書 □校務分掌組織図	○学校保健安全法第9条(保健指導):準用	○養護教諭その他の職員は、相互に連携して児童生徒等の心身の状況を把握する ○健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく必要な指導を行い、必要に応じ保護者に対して必要な助言を行う
51 地域の医療機関との連携	○学校は、救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ所在地域の医療機関その他の関係機関と連携を図っている			□協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第10条(地域の医療機関等との連携):準用	○救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る
52 健康診断	○学校は、施行規則第5条～第9条に従い、毎学年定期に学生の健康診断を実施している ○臨時の健康診断は、施行規則第10条により、必要な検査の項目について行っている。 ○必要な場合は、行規則第11条により、あらかじめ学生の発育、健康状態等に関する調査を行っている ○健康診断の方法及び技術的基準等は、施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)に従っている			□学校保健計画書(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書) □実施計画・要項等、学生の健康診断の実施に関する文書	○学校保健安全法第13条(児童生徒等の健康診断):準用 ○施行規則第5条(時期)、第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)、第8条(健康診断票)、第9条(事後措置)、第10条(臨時の健康診断)、第11条(保健調査):準用 ○学校教育法第12条(健康診断等):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○毎学年定期的な学生の健康診断の実施する ○必要ときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行う
53 健康診断結果の措置	○学校は、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとっている			□2次健診の案内、治療の指示等、有所見者に関する文書 □対応措置の記録	○学校保健安全法第14条(疾病の予防、治療の指示):準用	○学校は、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとらなければならない
54 保健所との連携	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡している			□保健所への連絡文書	○学校保健安全法第18条(保健所との連絡):準用	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡する

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
55 出席停止	<p>○校長は、感染症による出席停止を学生に指示するときは、その理由及び期間を明らかにしている</p> <p>○出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて施行規則第19条(出席停止の期間の基準)による期間である</p> <p>○校長は、出席停止の指示をしたときは、施行規則第20条(出席停止の報告事項)の項目を設置者に報告している</p> <p>○校長は、施行規則第21条(感染症の予防に関する細目)に従い以下の処置を行っている ア)必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしている イ)学校内に感染症の病畜に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしている ウ)学校の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行っている</p>			<p>□感染症の予防に関する細目に従って行う処置を規定した文書</p> <p>□感染症による出席停止を記載した規程等</p>	<p>○学校保健安全法第19条(出席停止):準用</p> <p>○施行令第6条(出席停止の指示)、第7条(出席停止の報告):準用</p> <p>○施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目):準用</p>	○校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、出席を停止させることができる。
56 臨時休業	<p>○学則等に臨時休業の記載の有無、有りの場合規定条文、 ・感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部を休業することができる</p>			<p>□学則</p> <p>□臨時休業に関する条文を記載した規程等</p>	○学校保健安全法第20条(臨時休業):準用	○設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う
57 学校安全・設置者の義務	<p>○設置者は、学生の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている</p>			<p>□申請様式1-1(設置要項)</p> <p>□様式2(施設の概要)、</p> <p>□施設・設備の管理に関する校務分掌</p>	<p>○学校保健安全法第28条(学校安全に関する学校の設置者の義務):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	○設置者は、学校において事故等により学生に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう努める
58 学校安全計画の策定等	<p>○以下についての学校安全計画を策定している ア)学校の施設及び設備の安全点検 イ)学生に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導 ウ)職員の研修その他学校における安全に関する事項</p> <p>○安全点検は、他の法令に従うほか、施行規則第28条により学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について、毎学期1回以上系統的に、また必要があるときは臨時に行っている</p> <p>○安全点検のほか、施行規則第29条により設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っている</p>			<p>□学校安全計画</p> <p>□教職員の施設・設備管理の役割分担等を記載した文書</p> <p>□通常使用する施設及び設備の維持・管理、保守・点検の記録</p>	<p>○学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等):準用</p> <p>○施行規則第28条(安全点検)、第29条日常における環境の安全):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	○学校は、学生の安全の確保を図るための計画を策定、実施しなければならない
59 学校環境の安全確保	<p>○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている</p> <p>○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている</p>			<p>□学校の学校環境衛生管理マニュアル</p> <p>□環境衛生活動の記録</p>	<p>○学校保健安全法第28条(学校環境の安全の確保):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる <p>○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出る</p>

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
60 危険発生時対処要領の作成等	○危険等発生時対処要領を作成している			□危険等発生時対処要領	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成し、教職員に対して必要な措置を講ずる
61 教職員等への周知	○校長は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている			□教職員への周知、訓練等の措置の記録	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている
62 生徒等への支援	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行うに当たっては、必要に応じ学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図っている			□協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行う
63 地域機関との連携	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図っている			□保護者との連携に関する文書 □警察署その他の関係機関等、地域住民その他の関係者との連携に関する文書	○学校保健安全法第30条(地域の関係機関等との連携):	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図るとともに、学校が所在する地域の実情に応じて、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努める
	○地域の実情に応じて、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図っている					

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 調査からの示唆

MRI 三菱総合研究所

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2024
2024年2月2日

人材・キャリア事業本部
菟本沙織
saori_yabumoto@mri.co.jp

MRI

本日の発表のメッセージ

- 職業実践専門課程は、地域の自治体から期待されている
 - ただし、**課題も指摘**されている
- 職業実践専門課程は、企業等連携が非常に重要
 - 教育課程編成では、しっかり連携が進んでいる学科が多い
 - ただし、**実習・演習等では、一部の学科で取組がまだ十分ではない**可能性あり
 - 教育の成果(卒業生のキャリアへの貢献)という点では、**そもそも実態把握がまだできていない**
- 職業実践専門課程の今後
 - 引き続き行政から期待されており、**専修学校振興施策の中心テーマ**
 - 企業等連携による教育活動を、**より充実**させていく必要がある
 - **社会的に職業実践専門課程の質を証明する必要**がある

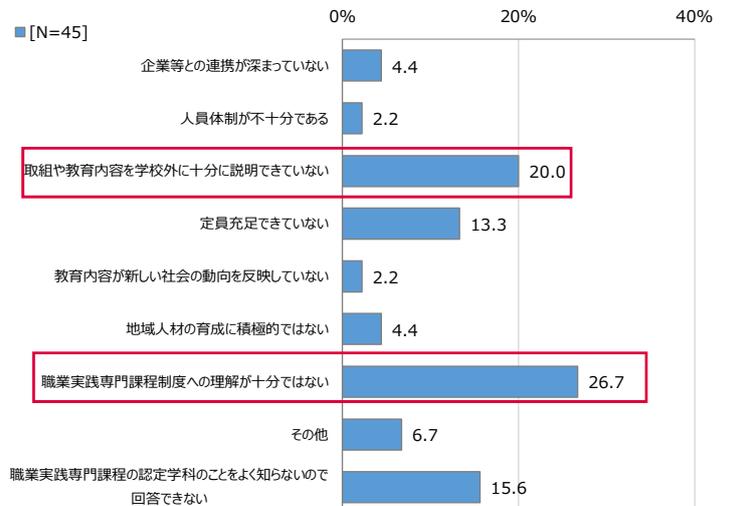
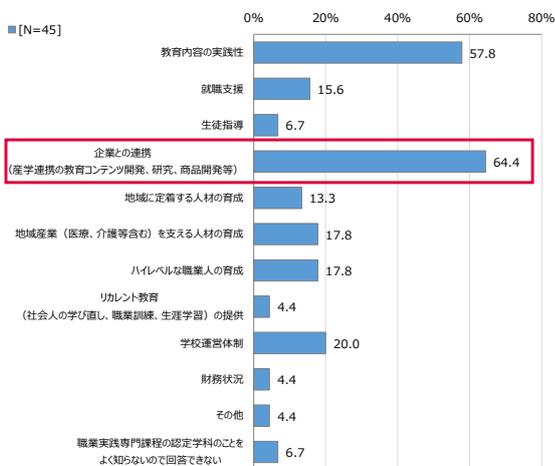
職業実践専門課程ならではの第三者評価への取組の重要性

地域の自治体から、職業実践専門課程への期待

自治体からの評価①職業実践専門課程への評価と課題

● 専修学校担当に、認定学科に対する評価と課題を質問した。

- 認定学科は、非認定学科と比べて「企業等との連携」が優れているという評価が最多となった。
- 課題については、「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。

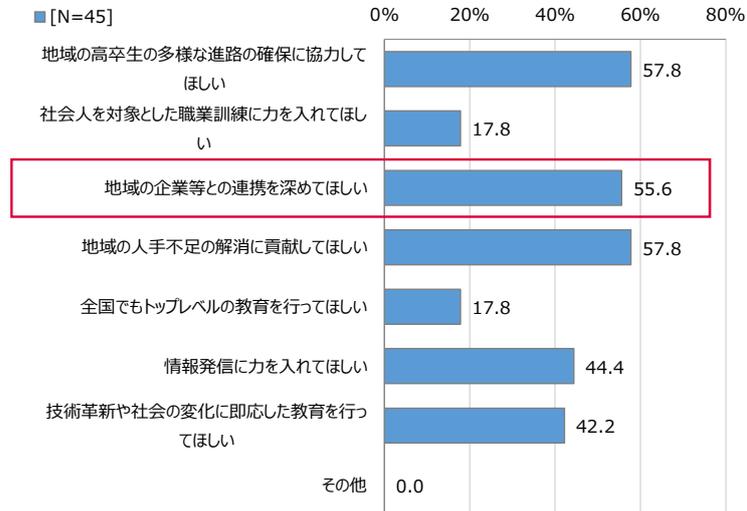


令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

自治体からの評価②職業実践専門課程への期待

● 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した。

- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。

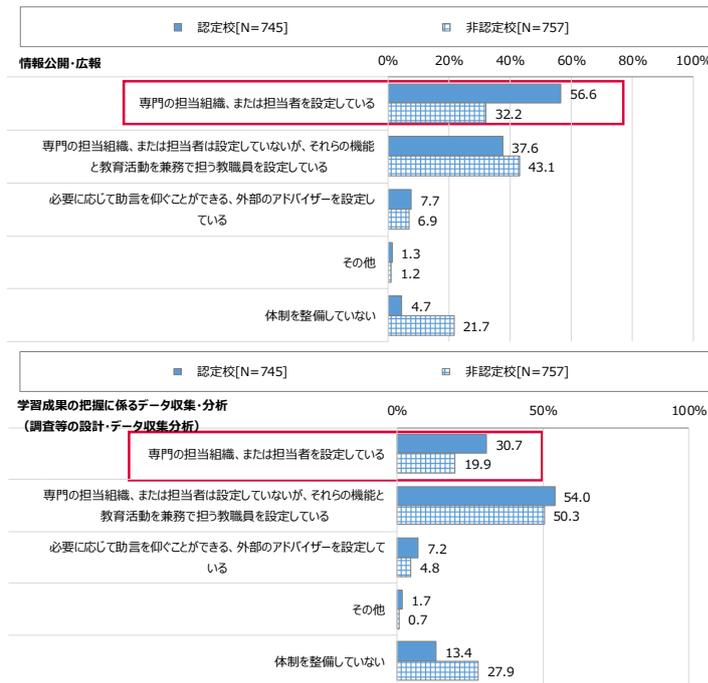


令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

職業実践専門課程の認定学科の取組

認定学科や認定学科がある学校の優位性①

- 認定学科がある学校の方が、よく体制を整備している。

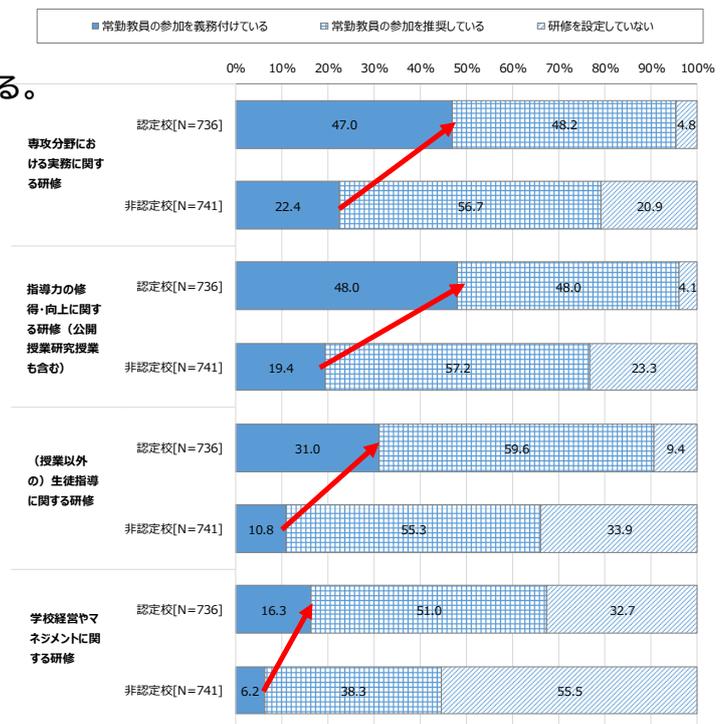


Copyright © Mitsubishi Research Institute

7

認定学科や認定学科がある学校の優位性②

- 認定学科がある学校の方が、
教員研修において積極的に取り組んでいる。



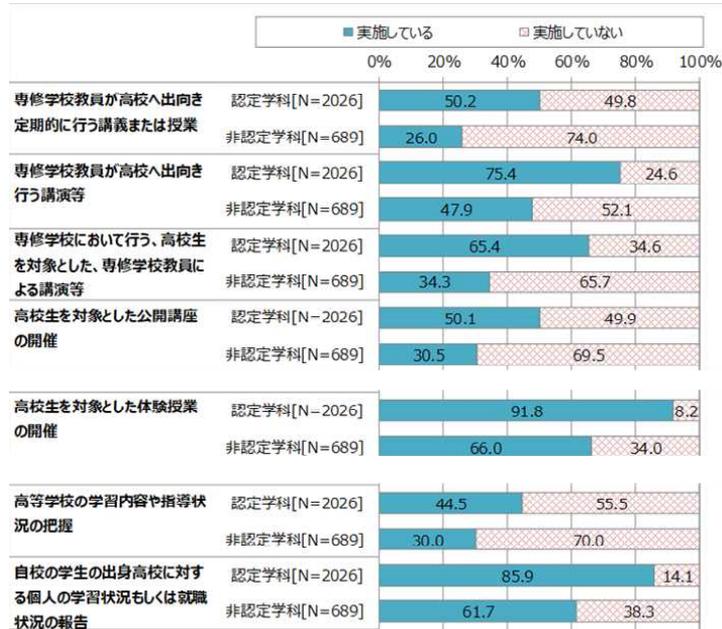
令和元年度文部科学省委託事業
「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」
より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

8

認定学科や認定学科がある学校の優位性③

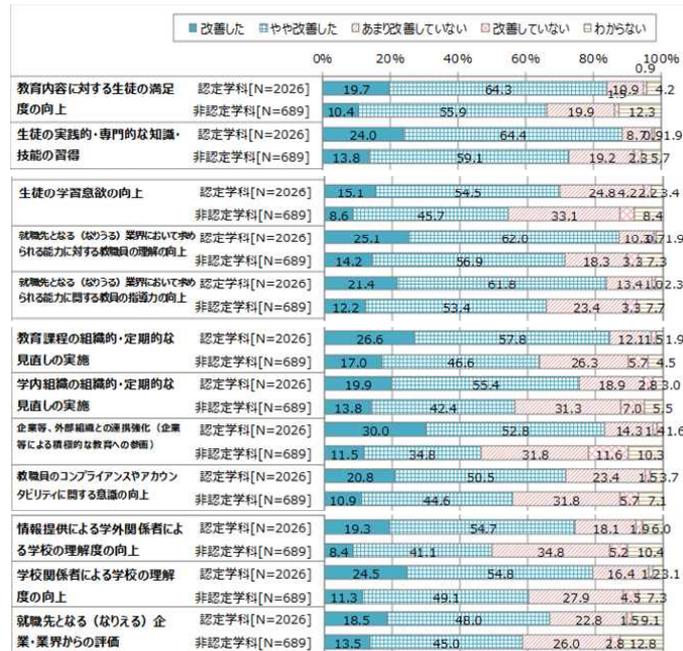
- 高校との連携において、認定学科の方が非認定学科よりも積極的に取り組んでいる。



平成29年度「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究報告書」より抜粋

認定学科や認定学科がある学校の優位性④

- 認定学科の方が、多くの点で非認定学科と比べて改善を感じている。



平成29年度「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究報告書」より抜粋

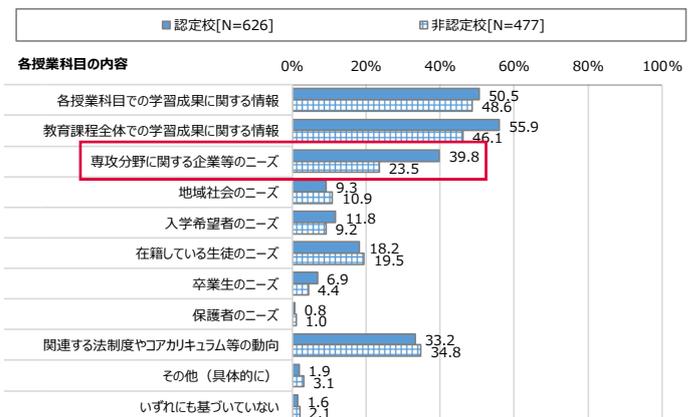
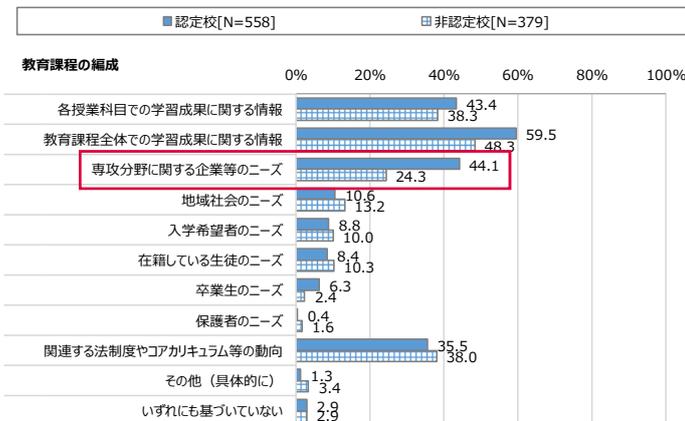
職業実践専門課程は 企業等連携にどの程度取り組めているか

- 教育課程編成、実習・演習等について

認定学科の取組状況の実態①企業等と連携した教育課程編成

- 認定学科は非認定学科と比べて、**教育課程編成においてよく企業等と連携している**

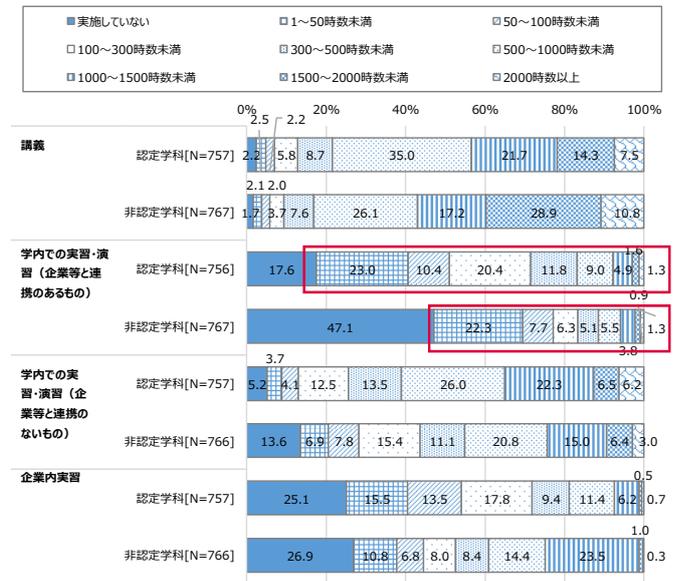
- 例えば、教育課程の編成や授業の内容を見直しする際に、どんな情報・ニーズを活用したかを3つまで選択してもらったところ、認定校(以下の調査では、職業実践専門課程を持つ学校)は非認定校(職業実践専門課程を持つ学校以外)と比べて、「専攻分野に関する企業等のニーズ」を活用している。



認定学科の取組状況の実態②-1企業等と連携した実習・演習等

- 企業等と連携した実習・演習等について、認定学科の方が非認定学科に比べ、「**学内での実習・演習(企業等と連携のあるもの)**」を実施している学科が多い。

- 「企業内実習」については、認定学科と非認定学科で、実施している学校の割合に大きな違いはない。本調査では、非認定学科の方が認定学科に比べ、医療分野の割合が大きかったことが影響していると考えられる。



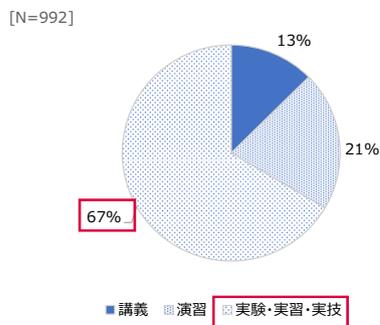
令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋。

認定学科の取組状況の実態②-2企業等と連携した実習・演習等

- 別の年度では、**フォローアップ対象の認定学科**に、認定要件の充足状況等を調査した。
- 企業等と連携した「授業」(認定要件外となる講義形態の授業も含む)や、企業等と連携した実習・演習等の実施状況を回答してもらったところ、**分野別、地域別に違いが生じている**ことがわかった。

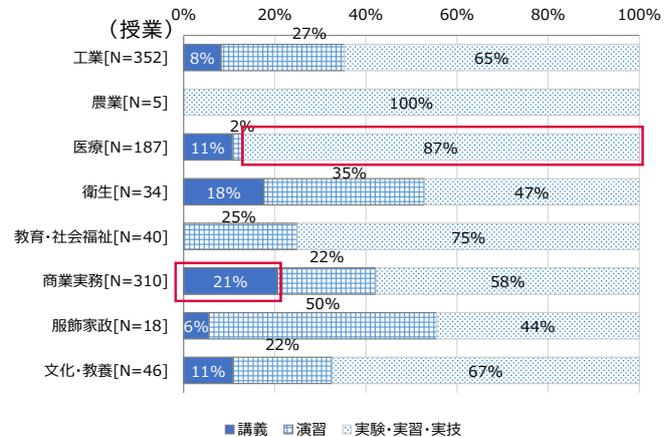
【学科】企業等と連携した授業の実施形態

単純集計 (授業)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

分野別



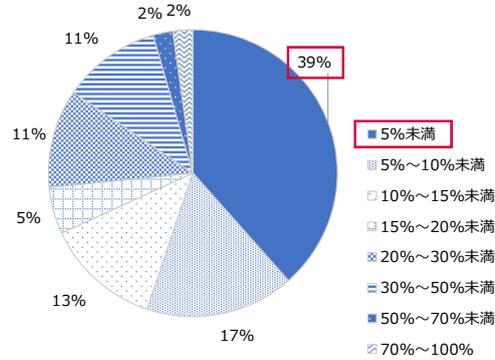
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

認定学科の取組状況の実態②-3企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(1/2)

単純集計(学科)

[N=361]



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

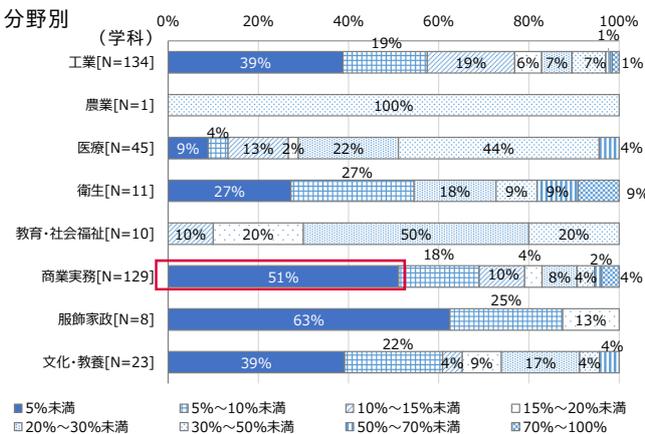
Copyright © Mitsubishi Research Institute

15

認定学科の取組状況の実態②-4企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(2/2)

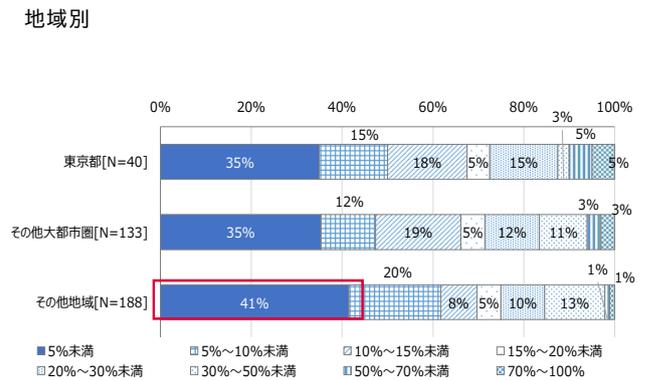
分野別



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

※地域別集計においては、「その他大都市圏」は関東圏(神奈川県・埼玉県・千葉県)、近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)、中京圏(愛知県・岐阜県・三重県)、「その他地域」は東京都と「その他大都市圏」以外を指す。

地域別



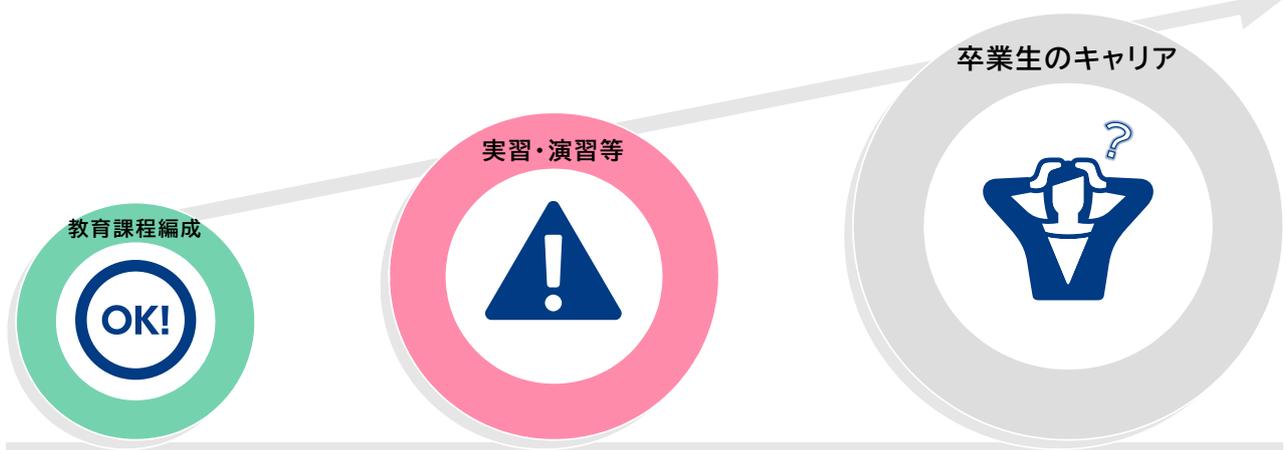
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

16

職業実践専門課程の企業等連携について(まとめ)

- 教育課程編成では企業等と連携おおむねOK。実習・演習等では企業等連携が十分ではない可能性
 - 企業等と連携した実習・演習等の時間数が十分ではない
 - 企業等との連携内容が、職業実践専門課程の制度趣旨からすると十分ではない など
- 卒業生のキャリアに、職業実践専門課程としての教育活動がどのように貢献しているかは**解明前**
 - 企業等連携の教育は(必ず)卒業生のキャリアにいい結果をもたらしていると思われるが、「どのような企業等連携が」「どのように卒業生のキャリアに影響するか」については**検証が十分ではない**



Copyright © Mitsubishi Research Institute

17

職業実践専門課程と卒業生のキャリア

- 卒業生の習得能力について、**認定学科の方が習得状況がよい**という調査結果あり。
- 卒業生の追跡を行い、「どのような」企業等連携が「どのように」キャリアに影響しているかについてのエビデンスを積み重ねていく必要がある。
- さらにそれを**対外的にアピール**していく必要も。

		0%	20%	40%	60%	80%	100%
専攻分野に直接関わる専門知識	認定学科[N=2026]	32.1	46.9	19.5	1.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	26.9	34.6	36.6	1.0	0.7	
専攻分野の関連領域の知識	認定学科[N=2026]	29.0	45.7	24.0	1.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	21.2	36.6	39.8	1.0	0.7	
専攻分野の技能	認定学科[N=2026]	30.9	42.5	25.1	1.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	24.3	33.4	39.0	2.0	0.7	
優先順位をつけてスピードを持って物事をこなせること	認定学科[N=2026]	13.8	33.4	49.2	3.0	0.3	
	非認定学科[N=688]	8.7	30.8	54.4	5.0	0.7	
正確に物事をこなせること	認定学科[N=2026]	12.9	34.3	50.5	2.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	10.0	32.0	53.8	3.0	1.0	
相手の状況や考え方を考慮して話ができること	認定学科[N=2026]	13.8	40.7	41.6	3.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	11.0	35.2	48.5	4.0	1.2	
報告、連絡、相談など仕事で求められるコミュニケーションができること	認定学科[N=2026]	15.2	41.6	40.0	3.0	0.2	
	非認定学科[N=688]	10.8	37.4	45.8	4.0	1.3	
人との関係を大切に、協調・協働して行動できること	認定学科[N=2026]	18.8	39.7	38.9	2.0	0.1	
	非認定学科[N=688]	14.7	40.8	40.0	3.0	1.0	
筋道を立てて考え、具体的に表現できること	認定学科[N=2026]	13.1	32.2	51.2	3.0	0.2	
	非認定学科[N=688]	9.2	30.7	52.8	6.0	1.2	
問題を発見し、原因を考え、解決に向け取り組めること	認定学科[N=2026]	13.5	34.8	47.3	4.0	0.3	
	非認定学科[N=688]	8.7	32.6	51.3	6.0	1.5	
困難に直面してもあきらめずにやりぬけること	認定学科[N=2026]	14.7	34.0	42.3	8.0	0.5	
	非認定学科[N=688]	11.0	32.4	49.1	6.0	1.3	
様々な情報を活用しながら、自分の将来にわたっての働き方を考えられること	認定学科[N=2026]	15.6	38.6	36.9	8.0	0.3	
	非認定学科[N=688]	9.6	36.2	48.3	4.0	1.5	

平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

18

職業実践専門課程の将来

職業実践専門課程は引き続き重要

- 本事業の背景には、専修学校に係る各種の国の提言のほか、**高等教育機関全体の質保証についての社会的な注目**が存在。
- 職業実践専門課程は制度創設以降増加し、令和4年度で1,093校(40.2%)、3,165学科(43.4%)へ。
- 専修学校の質保証・質向上については、**職業実践専門課程を中心とした質保証・向上の施策**が展開されている。
 - この方針は中央教育審議会答申等の国の各種施策方針のほか、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の報告(「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて(とりまとめ)」)においても再度確認された。

本事業の背景にある各種の国の提言

「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」(平成29年3月28日これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議)

第3期教育振興基本計画
(平成30年6月閣議決定)

「教学マネジメント指針」
(令和2年1月中教審大学分科会)

『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』(令和3年1月中教審答申)

- 一層の専修学校教育の質保証・向上を進めるため、「職業実践専門課程」の充実に向けた取組の推進を図ることとされている。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて(とりまとめ)」(令和4年4月26日公表)

教育未来創造会議 第一次提言(令和4年5月10日)
第二次提言(令和5年4月27日)

- 職業実践専門課程は教育内容に対する学生・生徒の満足度向上、知識や技術に対する教職員の理解や指導力の向上、職業教育の可視化等に寄与。
- 一層の認知度向上や個々の取組の充実を図りながら、更なる普及を図っていくことが課題。
- 教育未来創造会議提言においても、職業実践専門課程の質保証・向上が求められている。

職業実践専門課程の質向上 + 社会的な評価の向上

- 職業実践専門課程は、専修学校の職業教育の「顔」

例：外国人留学生キャリア形成促進プログラム

- 専修学校の専門課程の学科であって、**質の高い教育を行う**とともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として(略)
- 文部科学大臣は、**次の(ア)から(エ)までの全ての要件に該当すると認められるものを、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定**することができる
- (ア) (略)**職業実践専門課程として**文部科学大臣が認定した課程であること。
 - 「**職業実践専門課程であれば、質の高い教育を行っている**」とみなされうる

まず・・・

- 企業等連携による教育活動を通じて、教育の質を向上させていくことが重要

さらに・・・

- この信頼に「応えている」ことを、社会に向けて証明する必要
- 高校、保護者、地域社会、産業界に向けて、「職業実践専門課程に相応しい教育活動を行っている」ことをアピールしていくために、第三者評価の受審が今後よりいっそう重要



「職業実践専門課程」ならではの第三者評価の重要性

未来を問い続け、変革を先駆ける

令和6年2月発行（禁無断掲載）

令和5年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2024
【プログラム/配付資料】

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
電話 03-3373-2914 FAX 03-5843-5911
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>